

No.156
2008.1

広報おみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6801 平成 20 年 1 月 1 日発行



・ 主な目次 ・

新年のごあいさつ	2
瑞宝双光章受章	3
スポーツ結果	4
人権フェスティバル	6
所得税の確定申告は、自分で書いてお早めに！	7
平成19年から税源移譲によって、所得税・住民税が変わっています。…	8
国民健康保険事業 第 17 回歩け歩け大会開催	11
20 歳がスタート！国民年金	12
のびのび子育て教室を開催しました	14
各種お知らせ	15
保健行事予定表	17
お誕生おめでとう	18

「TOMORROW DREAM 明日へ」

過去から未来へと続く一筋の道
私たちは「今」という 1 点にすぎない。
先人たちの築いたものを、
計り知れない大自然の恩恵を、
研ぎ澄まされた感覚を、
国内最大の文化の祭典「おどる国文祭」で
エネルギーに披露。

この町で根付いた伝統文化遺産
鮮やかで深みのある阿波藍の美しさ、
優しい歌声にのせて

阿波の心を上板から全国へ
TOMORROW DREAM 明日へ

町長新年のごあいさつ

上板町 長 松 尾 國 玄

新年明けましておめでとうございませう。

平成二十年の年頭にあたり、謹んでごあいさつを申し上げます。

○昨年を振り返って

旧年中は町民の皆様方には町行政全般に亘りご協力・ご支援を賜わり、深く感謝申し上げます。

上板町の念願でありました「し尿処理問題」も阿波市の阿北環境整備組合への加入も決まり、中継運搬業務もスタートすることが出来ました。町民の皆様方の不安を解消することが出来ました。

新年のごあいさつ

上板町議会議長 前 田 忠 道

新年明けましておめでとうございませう。

輝かしい二〇〇八年の新年を迎え、上板町議会を代表して、心よりお喜びを申し上げます。

私は昨年の十月九日に招集されました、上板町議会第二回臨時会において、図らずも議長の一任につき、微力ではありますが、上板町の住民福祉と円滑な議会運営のため鋭意努力致しております。おかげをもちまして、大過なく越年することができま

また、町道一号線の拡幅工事も本年度中に着工が出来一部を除いて完成いたしました。

また、徳島大学とタイアップし緑のカーテンの効果を測定し、グリーンタウンミーティングを開催しました。

○今年の目標

一、学校の耐震化を進めてまいります。

二、町道一号線の拡幅工事を完了いたします。

○基本方針

「町民が主役のまち 上板」のもと「安心」「納得」「信頼」をスローガンに上板町の再生に努めます。

一、情報公開により説明責任を果たします

二、教育問題、人材育成に努めます。

三、ハザードマップ作成により、危機管理体制の充実を図ります。

○まとめ

地方公共団体を取り巻く環境が厳しい中、財政健全化のため徹底した歳出の見直し、行財政のスリム化等緊急の課題に取り組んでまいりたいと思っております。

結びとなりましたが、皆様方のご健勝とご多幸を心よりご祈念申し上げます、新年のごあいさつといたします。



就任あいさつ

議長 前田 忠道

副議長 伊月 猛

私たちは、平成十九年第二回臨時会において、議長及び副議長に当選しました。身に余る光栄であると同時に、責任の重大さを痛感いたしております。

今後におきましては、一生懸命上板町の活性化と、住民福祉の充実に努力いたす所存でございますので、一層のご指導ご協力をお願い申し上げます、就任のあいさつといたします。

退任あいさつ

議長 坂東 英邦

副議長 川田 仁

私たちは、平成十七年第四回定例会において、議長及び副議長の要職に就かせていただき明るい町政の確立と円滑な議会運営を心がけて参りました。幸いにして皆さんのご協力をいただき、その職責を果たし得ることができ、心から厚くお礼を申し上げます。

これからも町政発展のため微力ながら、努力いたしたいと思っております。

今後とも、旧倍のご指導ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます、退任のあいさつといたします。

上板町議会だより

○平成十九年第三回定例会の概要
第三回定例会は、九月三日から九月五日までの三日間の日程で開かれました。

開会日には、松尾町長が所信表明と今議会提案した議案等の提案理由の説明をしました。

一般質問では、財政問題、農業振興、町村合併、人権問題、環境問題、教育問題などが論議されました。

(議員八名から一般質問)

町長提出議案十三件が、可決、承認、同意され、議員提案三件が、可決、一件が否決されました。

○議会議員協議会

平成十九年八月二十七日
第三回定例会提出議案の協議を行なう。

○平成十九年十月五日

初議会に関して協議を行なう。
○平成十九年第二回臨時会の概要
平成十九年十月九日から十月十二日までの四日間の日程で開かれました。

議長、副議長、常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会特別委員会委員、一部事務組合議会議員がそれぞれ決定しました。

町長提出議案一件が、議員提案により修正案が提出され、十一日に修正部分を除き可決されましたが、十二日に町長より再議書が提出され、修正案、原案とも否決されました。その他の議員提案六件は、可決されました。

瑞宝双光章受章

野田逸郎氏



平成十九年十一月三日付けで、瑞宝双光章を受章されました。

氏は、昭和二十七年に職員として採用され、教育委員会事務

局長、総務課長、上板町教育長を経て、平成三年に上板町助役に就任され、平成十一年までの永きに亘り地方自治の伸展に貢献されました。

これらの功績が認められ、今回の栄えある受章となりました。氏の受章を称えるとともに、今後益々のご健康とご活躍をお祈りいたします。

卓越技能者の
県知事表彰

優れた技術を持ち、他の模範となる方に贈られる卓越技能者

「阿波の名工」の表彰式が十一月十五日に県庁で行われ、表具師の瀬川壹翁さん(七二)西分小路が受賞されました。おめでとうございます。

後世に残す伝統の技
「阿波の名工」



阿波の名工に選ばれました。表彰後の謝辞で瀬川さんは「名工の名に恥じぬよう、今後も一生懸命頑張りたい」と述べられました。

税に関する作品

◆中学生・作文の部

税金で助けられた祖父

上板中学校 三年 野田 凜人
税は思いやり
上板中学校 三年 河野 伊純

大切な税金
上板中学校 三年 橋本 竜治

◆小学生・作文の部

「税金」とは

神宅小学校 六年 森山 周
大切な税金
東光小学校 六年 伊勢 良介

東光小学校 六年 伊勢 良介

私たちの税

東光小学校 六年 板東 京香
税の大切さ
松島小学校 六年 船戸 綾香

税について
高志小学校 五年 加納 洋介

◆小学生・ポスターの部

松島小学校 六年 徳方 絵莉
松島小学校 六年 高橋龍之介

高志小学校 六年 岡明香子
高志小学校 四年 宮本莉絵華

☆感謝状贈呈校

東光小学校

民生委員・児童委員紹介

平成19年12月1日から3年間の任期で、次の29名の方が民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱を受けました。

(敬称略)	(電話番号)	(担当地区)
西木 榮子	694-4483	(大東、原東、滝の宮、西分団地)
稲垣 祐子	694-2287	(原西1.2.3、殿宮、フルーツタウン)
三木 顯子	694-3305	(大山町、大山畑、川原田団地、神宮寺1.2)
田村恵美子	694-4044	(小柿1、小柿住宅、小柿北、西金屋)
谷口 耕資	694-2508	(大南1.2.3、中北、学園橋)
原田 正	694-2163	(神宅団地)
板東 憲生	694-2748	(小路、西高原、中筋、中筋第2、日吉、古北村、地家、君ノ木)
西條 博	694-4082	(神明、東光、馬道、大北村、辻、東光団地)
稲岡 正重	694-3738	(川西1.2、青木団地、横関団地)
玉井 恵子	694-2079	(川東1.2、池田団地、八坂団地)
佐藤 正人	694-2910	(椎本西・中・東・南・北・野神・野神南・団地・坂東、サンパーク)
鳥羽 敏子	694-3547	(北高瀬、古町、瀬部、元原)
七條 孝司	694-2298	(仁界、中須賀、鍛冶屋原南団地、柚木南東・南西・団地・石橋・東団地、天王、神宅)

(敬称略)	(電話番号)	(担当地区)
鈴江香代子	694-4226	(柚木北東、柚木北西)
渡邊 貞代	694-2504	(栗木南、栗木北東、栗木北西)
七條 郁雄	694-5032	(中東1.2、自動車区、セリエタウン)
西條 力	694-4654	(中西ノ西、中西ノ東、桃の里)
森田美恵子	694-2960	(東原西、天神前、青谷)
本淨 久夫	694-4563	(東原東、東原住宅、引野サンタウン、出口、桜ヶ丘)
兼松 裕子	694-4772	(門田、三条、熊之庄)
花補佐和良	694-2077	(山田、原、北、山田南)
岸本 守義	694-4801	(南瀬部、北瀬部、鳥屋、檜山、瀬部サンタウン)
稲井 正巳	694-3076	(西井内北、西井内南、中井内、東井内)
板東 政志	694-5734	(古田南・北、新田北・中・中2・西・東・新東)
森川 勝次	694-3559	(高磯、上六條、高磯東、高磯南西)
多田美佐子	694-4038	(下六條西、下六條中、下六條東)
佐野 利昭	694-2739	(佐藤塚西・西2・南・東中・東中新、第十新田、第十団地)

民生委員・児童委員のうち、次の2名の方が主任児童委員として児童問題を専門に担当しております。

正木 秀美 694-4618 本淨 世子 694-2475

民生委員・児童委員は、常に地域住民の立場に立って活動しています。
お困りのことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

第二十七回上板町 親睦ゲートボール大会

親睦ゲートボール大会が、昨年九月二十八日(金)にわかばパークドームにおいて、七チームが参加し、開催されました。選手の皆さんは、真剣な眼差しでプレーしながら、健康的な汗を流し、親睦を一層深めました。

成績は次のとおりです。

◇優勝 大山東チーム

板野マラソン大会

昨年十月三十一日(日)に平成十九年度板野マラソン大会(板野郡体育協会主催)が上板町老人福祉センター周辺コースで開催されました。

成績は次のとおりです。

高校生男子の部(8km)

◇優勝

和田 遼(徳島工業高校一年)

記録(二十六分十七秒)

◇準優勝

岸 亜門(徳島工業高校二年)

記録(二十六分五十二秒)

一般男子の部(8km)

◇優勝

藤原 康至(株コープ食品)

記録(二十四分五十四秒)



◇準優勝 六条チーム
◇第三位 神宅チーム



町内ソフトテニス大会

平成十九年度町内ソフトテニス大会が、昨年十一月四日(日)ファミリースポーツ公園で開催されました。約三十名が参加し、熱戦が繰り広げられました。成績は次のとおりです。

一般の部

◇優勝 松岡史倫組

◇準優勝 廣澤克哉組

◇第三位 和田芳明組

◇準優勝 富岡修組

◇第三位 坂本莉菜組

中学生の部

◇優勝 市川瞳組

◇準優勝 宮本梨永組

◇第三位 北池悠人組

◇準優勝 廣田悠人組

◇第三位 米田大輝組

◇準優勝 北池大輝組

◇第三位 鉄井博輝組



秋季ナイター ソフトボール大会

平成十九年度秋季ナイターソフトボール大会が、昨年十一月七日(水)から三日間ファミリースポーツ公園で町内六チームが参加し、開催されました。

決勝戦は、ガルフとレストライン際の対戦となり、試合を優位に進めたレストライン際が、見事優勝の栄冠に輝きました。成績は次のとおりです。

◇優勝 レストライン際

◇準優勝 ガルフ

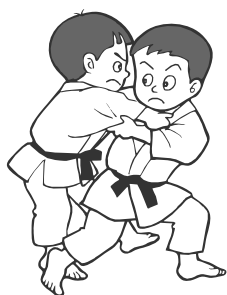
◇第三位 マックスボーイズ



第三十三回 徳島県少年柔道大会

平成十九年十一月十一日、鳴門・大塚運動公園ソイジョイ武道館で行われた第三十三回徳島県少年柔道大会小学二年生の部で、松島小学校二年 松永郁歩君が、優勝しました。

優勝をするというプレッシャーに打ち勝ち、頑張りまし



板野郡町対抗駅伝大会

昨年十一月十一日(日)に第十四回板野郡町対抗駅伝大会(板野郡体育協会主催)が上板町老人福祉センター周回コース(七区間・二十四km)で開催さ



れました。

参加した上板町チームは、選

手一人一人が持てる力を十分に発揮し、一時間二十三分二十六秒でたすきをゴールまでつなぎ第三位に入賞しました。

上板町チームの健闘を称えたいと思います。

○監督

東 浩三(上板町役場)

○コーチ

梯 泰三(上板中学校)

○選手

作本 匠(徳島刑務所)

正木 成二(徳島東工業三年)

岸 亜門(徳島工業二年)

和 遼(徳島工業一年)

新開 智礼(英明高一年)

影山 航大(上板中三年)

岩野 和哉(上板中二年)

和 駿(上板中一年)

町内硬式テニス大会

平成十九年度町内硬式テニス大会が、昨年十一月十八日(日)ファミリースポーツ公園で開催されました。約二十名の参加者は、テニスを楽しみ快い汗を流しながら、ボールを追いかけていました。

成績は次のとおりです。

◇優勝 大島 慎二

大寺 真里組

◇準優勝

高橋 勝俊

◇第三位

新上 田村 英昭組



グラウンドゴルフ競技会

平成十九年度グラウンドゴルフ競技会が、昨年十二月六日(木)にファミリースポーツ公園で約五十名が参加し開催されました。

選手の皆さんは寒さも忘れ一打ごとに一喜一憂していました。成績は次のとおりです。

◇優勝 溝 渕 重 夫

◇準優勝 清 水 豊

◇第三位 吉 本 清



上板町体育協会等主催

行事のご案内

▽町内卓球大会 一月二十七日(日)予定

▽町内スポーツ少年団駅伝大会 二月十日(日)予定

▽町体育協会表彰式 二月十七日(日)予定

▽町内スポーツ少年団野球大会 三月十六日(日)予定

(詳細については、町教育委員会までお問い合わせください。)

子どもから高齢者まで、
上板町民なら誰でも参加OK!

「総合型地域スポーツクラブ」
総合型スポーツ・健康教室(講習会)のご案内

昨年12月よりスポーツ教室(バドミントン・ソフトバレーボール・ウォーキング)・健康教室(太極拳・健康体操)と題しまして講習会を開催しております。

※詳細については、毎月プログラム表を全戸配布しておりますのでご覧下さい。

総合型地域スポーツクラブとは

- 複数の種目があり、興味・関心に応じて種目を選択し、いつでも誰でも参加したいときに参加できます。
- 住民が主体となって企画・運営を行うので、住民のニーズにあった運営が可能となります。(柔軟性があり、文化活動等も行いう事ができます。)
- 自主運営を基本とし、会費・参加費を払って参加します。(今年度は無料)
- スポーツクラブにはいろいろな形があり、これでなければダメというような決まりはなく、みんなで決めます。

総合型地域スポーツクラブ設立の目的

- 多くの町民がスポーツを通じて健康増進を図り、健康で長生きができ、医療費の削減や活力ある町を目指します。
- 自分たちのスポーツ環境は自分たちでつくる、自分たちで確保するというのが、地域づくりや地域の活性化につながります。
- 潜在的なスポーツ人口の掘り起こしや、地域のスポーツ施設の有効利用を図ります。



2007上板町人権フェスティバル開催される

「住んでよかった 住んでみたくなる町 かみいた」をスローガンに、昨年12月9日(日)人権週間の恒例行事になりました上板町人権フェスティバルが、農村環境改善センターで開催されました。

人権問題講演会は、近畿大学 人権問題研究所 熊本理抄さんによる「魚の目・鳥の目・虫の目～人の間で生きるということ」と題して行われ、熱のこもった素晴らしい講演でした。

また、町内全幼稚園・全小学校・中学校の園児・児童・生徒による人権作品の展示や人権劇・人権作文の発表があり、日頃の学校教育における人権学習の成果が見事に披露され、参加者に大きな感動を与えてくれました。

あじさいコーラスによる合唱では「千の風になって」「夢をあきらめないで」

「手のひらを太陽に」が披露され、歌声で人権に対する思いが会場いっぱいに広がりました。

この日は、約400名を超える皆さまにご参加をいただき、盛大に人権フェスティバルが開催できましたことをお礼申し上げます。



平成20年4月から現行の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります 徳島県後期高齢者医療広域連合の保険料率が決定しました

平成19年11月徳島県後期高齢者医療広域連合議会臨時会において可決された「徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」が制定され、徳島県後期高齢者医療における保険料率や賦課限度額、葬祭費等が定められました。

●保険料について 被保険者均等割額 40,774円 所得割率 7.43%

保険料 = 被保険者均等割額(※) + 所得割額

被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等(基礎控除後の総所得金額)×所得割率(※)

※被保険者均等割額及び所得割率(保険料率)は、2年ごとに設定されます。

●被保険者証について

新しい被保険者証は1人に1枚交付され、平成20年3月中に被保険者の住所にお届けします。

●給付について

後期高齢者医療制度では、現行の老人保健制度と同様の給付を受けられます。病気やけがで医療機関等にかかるときは、医療費の1割(現役並み所得者は3割)を自己負担します。

給付に関する申請や届出の受付は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口で行います。

○平成20年4月から「高額医療・高額介護合算制度」が始まります。

1年間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)に支払った「後期高齢者医療」及び「介護保険」の自己負担額の世帯合算額があらたに設けられる限度額を超えた場合には、申請により高額介護合算療養費として支給されます。

○被保険者の方が亡くなられたときは、葬祭を行う方に対して葬祭費2万円が支給されます。

【Q】わたしの保険料はいくらになりますか？

【A】1人ひとりの保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「被保険者均等割額」と、その方の所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計額となります。

①被保険者均等割額は、被保険者全員共通に定額で課されます。

ただし、所得の低い方などについては、被保険者均等割額が軽減されます。

②所得割額は、被保険者ご本人の所得(基礎控除後の総所得金額)に、所得割率(徳島県は7.43%)を掛けた額となります。

③年金収入のみの被保険者の場合、収入額が153万円以下の場合には、所得割額が課せられません。

【A】1人ひとりの保険料額には、賦課限度額(上限額)が設けられ、年額50万円に設定されています。

賦課限度額は、所得の高い方には応分の負担をお願いし、中間的な所得層の方の負担ができるだけ抑えられるようにするという考え方のもと設定されています。

【Q】保険料の軽減措置はどの様なものですか？

【A】所得の低い方や、これまで保険料負担がなくこの制度の発足により新たに負担が発生する被用者保険の被扶養者の方については、保険料額が軽減されます。

①低所得世帯に属する被保険者については、被保険者均等割額が軽減されます。

軽減される割合は、世帯の所得に応じて、7割、5割、2割の3種類となります。

②後期高齢者医療制度に加入する直前に、被用者保険の被扶養者であった方については、新たに本人に保険料負担が課せられることから、激変緩和を図るため、制度加入時から2年間、所得割は課さず、被保険者均等割のみを課すこととし、その額を5割軽減します。なお、これとは別に平成20年4月から9月までの間は保険料の徴収はされず、10月から翌年3月までの保険料は9割軽減されることになります。

●お問合せ先●

上板町福祉保健課
電話 (088) 694-6810

所得税の確定申告は、 自分で書いてお早めに！

平成 19 年分の所得税の確定申告は、2 月 18 日(月)から始まります。申告・納付の期限は 3 月 17 日(月)です。期限間近になりますと鳴門税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。申告書はできるだけご自分で記載し、お早めに提出してください。

また、作成した申告書は郵送でも提出できます。なお、還付申告の方は 2 月 15 日(金)以前でも申告書を提出することができます。

○確定申告をしなければならない場合

次のような場合は、確定申告をしなければなりません。

1. 事業をしている場合、不動産収入のある場合、土地や建物を売った場合などで、平成 19 年中の所得金額の合計額が、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除額の合計額を超える場合。

(注) 平成 18 年度の改正により、平成 19 年から定率減税は廃止されます。

2. 給与所得者で、給与の年収が 2,000 万円を超える場合、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が 20 万円を超える場合など。

また、確定申告をする必要のない給与所得者でも、雑損控除や医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける時は、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

申告書は、できるだけご自分で記載し提出してください。なお、給与所得や退職所得以外の所得金額が合計 20 万円以下であるなどのため、確定申告の必要のない人でも、還付を受けるために確定申告をする場合には、給与所得や退職所得以外の所得についても併せて申告しなければなりません。

○ご自宅のパソコンで申告書等の作成ができます

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページにアクセスしてください。「確定申告書等作成コーナー」で、申告書等が簡単に作成できます。

また、インターネットを利用して申告・納税等をすることができます。(このサービスを e-Tax^{インターネット}といいます。)

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



○鳴門税務署の申告相談

鳴門税務署(TEL685-4101)では、鳴門税務署 1 階会議室において、所得税・個人事業者の消費税・贈与税の税務相談及び申告書の受付を下記のとおり行います。

	相談・申告書受付期間 (土曜日・日曜日を除く)
所得税	平成 20 年 2 月 18 日(月)～ 平成 20 年 3 月 17 日(月)
個人事業者の消費税 及び地方消費税	平成 20 年 1 月 4 日(金)～ 平成 20 年 3 月 31 日(月)
贈与税	平成 20 年 2 月 1 日(金)～ 平成 20 年 3 月 17 日(月)

(注) 納税の期限は、それぞれの期間の末日です。

○納税は口座振替をご利用ください

申告所得税や個人事業者の消費税は、金融機関や税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から納付できる振替納税がご利用になれます。

口座振替による納税は、一度手続きをしていたければ、継続してご利用いただけます。うっかり納期限を忘れてしまっても安心です。是非、ご利用ください。

なお、振替納税をご利用の場合、所得税の振替日は 4 月 22 日(火)、消費税及び地方消費税の振替日は 4 月 24 日(木)です。

【納税は期限内に】

確定申告による所得税の納期限は、申告時期と同じ 3 月 17 日(月)です。期限内に納税を済ませてください。

なお、振替納税をご利用の方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。納税が遅れますと、納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。

平成 20 年 3 月 17 日までに納付されなかった場合の延滞税の割合は、次のとおりです。

●平成 20 年 3 月 18 日から同年 5 月 17 日まで
・・・・・・・・年「4.7%」

●平成 20 年 5 月 18 日以降
・・・・・・・・年「14.6%」

なお、一度で納められないときは、確定申告で納めることになる税額の 2 分の 1 以上を 3 月 17 日(月)までに納め、残りの税額を 6 月 2 日(月)まで延期することができます。

ただし、延納期間中は、延期する税額に対し、年「4.7%」の利子税がかかります。

【確定申告期前の説明会】

所得税の確定申告の時期が近づいてきました。

本年も、所得が公的年金のみの方及び平成 19 年中に居宅を建築された方の住宅借入金等特別控除の説明会を次のとおり行います。

この説明会は、収入が公的年金のみの方、住宅借入金等特別控除を受ける方は給与収入のみの方に限り行いますので、他の所得と合算される方は除きます。

なお、該当されると思われる方には、1 月中旬から下旬にかけて役場税務課から通知いたします。

◇公的年金のみの方

・日 時 平成 20 年 2 月 8 日(金) 午前 10 時～

・会 場 上板町農村環境改善センター・農事研修室(役場東隣)

◇住宅借入金等特別控除を受ける方

・日 時 平成 20 年 2 月 8 日(金) 午後 1 時 30 分～

・会 場 上板町農村環境改善センター・農事研修室(役場東隣)

支部を通して各世帯に配布させていただいていました「地方税のしおり」は、諸般の事情により本年から配布できなくなりましたので、ご了承くださいますようお願いいたします。



守ろう！確かめよう！
この最低賃金

・徳島県最低賃金	時間額 6 2 5 円 (H 19.10.21 より)
・紡績・織物業	時間額 6 5 2 円 (H 15.12.21 より)
・造作材・合板・建築用組立材料製造業	時間額 7 6 2 円 (H 19.12.21 より)
・一般機械器具製造業	時間額 7 7 9 円 (H 19.12.21 より)
・電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	時間額 7 3 3 円 (H 19.12.21 より)

**申告が
必要です!**

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった方

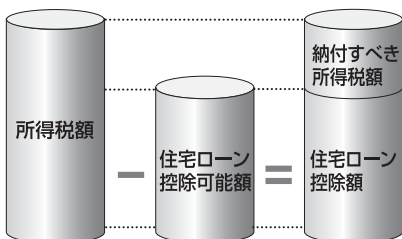
控除しきれなかった分は
住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

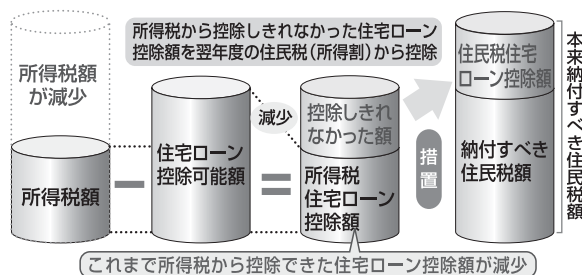
申告期限

平成20年
3月17日
まで

税源移譲前



税源移譲後



本来納付すべき住民税額

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、
毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

**申告が
必要です!**

平成19年に所得が減って 所得税が課され なくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

所得変動に伴う住民税の還付を受ける
ためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してください。他の市区町村へ転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

申告期間

平成20年
7月1日～31日
まで

申告先

平成19年1月1日現在
お住まいの市区町村

平成19年から税源移譲によって、
所得税・住民税が変わっています。

身近でよりよい行政サービスを行うため、
国(所得税)から地方(住民税)への「税源移譲」が始まりました。
それに伴い、ほとんどの方は、平成19年1月から所得税が減り、
その分6月から住民税が増えています。
しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の税負担は基本的には変わりません。

住宅ローン控除 Q&A



Q「住民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？」

A 「住民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

Q「どういった場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となるの？」

A 給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、住民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q「平成19年以降に入居した場合は？」

A 「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問い合わせください。
 （「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式（10年から15年に延長）」の選択制をとる特例が創設されています。）

住宅ローン控除モデルケース●夫婦+子供2人 給与収入700万円（住宅ローン控除可能額：27万円）の場合●

(単位:円)

申告しないと…

税源移譲前	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

申告すれば…

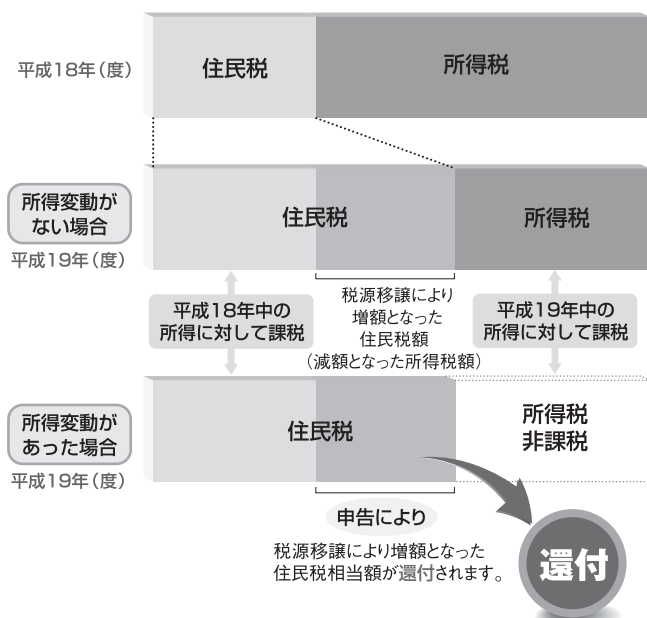
税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合 計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する。

※夫婦+子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

税源移譲後	税 額	住宅ローン控除額	負 担 額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合 計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除額が減少しないよう、住民税（所得割）から控除します。



所得変動のモデルケース●夫婦 給与収入500万円の場合●

(単位:円)

	平成18年(度)	平成19年(度)	平成19年の収入が減少した場合
所得税	220,000	122,500	
住民税	130,000	227,500	
合 計	350,000	350,000	

還付されます!!

	平成19年(度) 収入なし		差 額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合 計	130,000	227,500	97,500

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。
 ※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除など）の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額）以上になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

◆平成17年1月1日時点で65歳以上であった方へ◆

住民税の老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行するなかで、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税分以降廃止されました。急激な税負担を軽減する経過措置として、平成18年度には税額の2/3、平成19年度には税額の1/3が軽減されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

●住民税の老年者非課税措置廃止の経過

平成17年度	合計所得金額125万円以下の方	非課税
平成18年度	老年者非課税措置の廃止 ◆経過措置の第1段階として 税額の2/3を減額	課税は1/3
平成19年度	◆経過措置の第2段階として 税額の1/3を減額	課税は2/3
平成20年度～	◆経過措置の廃止	全額負担

モデルケース／70歳独身 年金収入200万円(年額) (単位:円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
◎住民税	非課税	19,900	37,300	37,300
・定率減税	—	△1,500	—	—
・経過措置	—	△12,267	△12,434	—
◎所得税	34,800	34,800	17,400	17,400
・定率減税	△6,960	△3,480	—	—
合 計	27,840	37,453	42,266	54,700
税 額	27,800	37,400	42,200	54,700

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※年金収入200万円の方は、年金に係る控除を行った後の合計所得金額は125万円以下なので、経過措置が適用されます。

※この他、均等割が課税されます。

住民税の地震保険料控除が創設されました！

近年多発している地震災害を受け、「地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る」目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

●損害保険料控除

平成19年度課税分まで



◆対象：住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控 除 内 容	控除限度額
長期損害保険（保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの）	10,000円
短期損害保険（長期損害保険契約に該当する契約以外のもの）	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

●地震保険料控除

平成20年度課税分から

◆対象：住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控 除 内 容	控除限度額
地震保険料契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

国民健康保険事業 第 17 回歩け歩け大会開催

去る 11 月 25 日に町民の健康増進を目的に国民健康保険事業第 17 回歩け歩け大会が上板町歩こう会のご協力により開催されました。午前 8 時 30 分上板町役場を出発、鳥屋の大クス、乳保神社の大イチョウ、南老人集会所、郡界石を巡り役場へ帰る約 9 km のコースを参加者 30 余名が生き生きと歩きました。当日は天候にも恵まれ小春日和のもとで参加者は皆いい汗をかくことができました。



平成 20 年度さくら保育所入所申込み受付

平成 20 年度にさくら保育所へ乳幼児の入所を希望される保護者の方は、早急に入所申込書をさくら保育所へ提出してください。入所申込書は、さくら保育所又は役場福祉保健課にあります。

また、年度途中での入所を希望される方も、今回に申込書を提出してください。

入所の基準は、保護者が次のいずれかの事情により児童を保育できないと認められる場合です。

- ①保護者が常に労働している
- ②保護者が妊娠中又は出産後間がない。
- ③保護者が疾病にかかり、若しくは負傷している。
- ④長期にわたり疾病の状態にある同居の親族を常時介護している。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。

入 所 対 象 児 満 6 ヶ月児から 3 歳児まで
(平成 16 年 4 月 2 日以降に生まれたもの)

受 付 期 間 1 月 5 日から 1 月 10 日まで

問 い 合 せ 先 上板町立さくら保育所
上板町西分字日吉前 20 - 1
電話 694 - 8180

平成 20 年度から 特定健康診査・特定保健指導 がはじまります。

生活習慣病（心疾患、脳血管疾患、糖尿病など）を予防するためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導がはじまります。

対象は、40 歳～74 歳のすべての人です。

各保険者（市町村国保・建設国保・健康保険組合・共済組合・政府管掌健康保険など）から案内が届きましたら必ず特定健診を受けましょう。

◎上板町の国民健康保険に加入のかたには町から特定健診の案内が届きますので健診を受けましょう。

※これまでは市町村が住民を対象に基本健康診査を行ってきましたが、これに代わり平成 20 年度からの特定健診では各保険者が中心となります。各保険者の案内に従って受診してください。

なお、がん検診など特定健診以外の検診は、今までどおり市町村で行われます。

◆◆◆ 軽自動車税のお知らせ ◆◆◆

軽自動車税は、4 月 1 日現在の所有（使用）者に課税されます。

☆軽自動車、原動機付自転車等の変更手続きは、お済みですか？

引っ越して住所が変わったら、住民票の手続きだけでなく自動車の変更手続きもしましょう。

☆他の人に譲ったり名義が変わったときも、手続きが必要です。

これらの届け出は変更が生じてから 15 日以内にしよう法律（道路運送車両法）で義務づけられています。



車種別の届出先は次のとおりです。ご不明な点は、役場税務課軽自動車税係までお問い合わせください。【お問い合わせ先 電話 694 - 6807】

車 種	届 出 先	届出に必要なもの
原動機付自転車（排気量 125 cc 以下） 小型特殊自動車	上板町または、新住所地の市区町村役場	・旧住所地のナンバープレート ・印鑑（名義変更の場合は、新旧所有者のもの）
軽自動車 軽二輪車（排気量 126 cc 以上 250 cc 以下）	新住所地の軽自動車協会 ※徳島県軽自動車協会 電話 088 - 641 - 2010	最寄りの軽自動車協会へお問い合わせください。
小型二輪車 （排気量 251 cc 以上）	新住所地の陸運事務所 ※ 徳島陸運支局 電話 050 - 5540 - 2074	最寄りの陸運事務所へお問い合わせください。

軽自動車税の納期は、5 月 1 日から 31 日までです。納期限内に納めましょう。

（軽自動車税納税通知書は、1 台 1 枚ずつ発送します。督促状を発した場合は、1 台につき督促手数料 100 円徴収いたします。納め忘れのないようにご注意ください。）

新成人のみなさん
おめでとうございます

20歳がスタート！国民年金

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

■国民年金の給付は、3種類の基礎年金があります

老齢基礎年金

65歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になった方が受けられます。

遺族基礎年金

夫が亡くなったときに子のある妻または子が受けられます。

■公的年金制度のしくみと加入

国民年金基金		厚生年金基金 (代行部分)	職域 相当部分
		厚生年金保険	共済年金
国民年金（基礎年金）			
第1号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	
自営業・農林漁業・学生など	第2号被保険者に扶養されている配偶者	会社員や公務員など (厚生年金・共済組合の加入者)	
			

■年金手帳は大切に保管しましょう

公的年金制度では、すべての制度に共通して使用される基礎年金番号が用いられています。国民年金や厚生年金に加入すると基礎年番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況など、すべてこの番号で管理されます。

この年金手帳は、年金に関する手続きの際、必要となりますので、大切に保管してください。

ねんきん特別便

すべての皆さまに加入履歴をお送りします

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録との名寄せを行うことにより、すべての皆さまに、次の時期を目途に、順次、加入履歴(ねんきん特別便)をお送りします。

ねんきん特別便のスケジュール

	平成19年		平成20年						平成21年	
	12月	描	3月	4月	5月	6月	描	10月	描	4月
年金受給権者	①記録が結びつくと思われる方		②結びつく記録がないと思われる方							
被保険者	①記録が結びつくと思われる方				③結びつく記録がないと思われる方				ねんきん定期便の本格実施	

ご質問・お問い合わせについては、『ねんきん特別便専用ダイヤル』へ

0570-058-555

●受付時間●

平成20年1月20日まで(12月29日～1月3日はご利用いただけません)

○月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで ただし月曜日(月曜日が休日の場合は翌火曜日)は午後7時まで
○12月22日(土)及び1月19日(土)については、午前9時30分～午後4時まで

平成20年1月21日から

○月～金曜日：午前9時～午後8時まで
○第2土曜日及び1月26日(土)・3月9日(日)：午前9時～午後5時まで

Q 国民年金の加入手続きは、どこで行えばいいの？

A 国民年金の加入手続きは、お住まいの**市町村役場の国民年金担当窓口**でお手続きください。
時間に余裕がなく、窓口で手続きができない場合は、**郵送**により手続きすることもできます。

Q 毎月の保険料はいくら？

A 国民年金の保険料（定額）は、**月額14,100円**です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される**前納制度**もあります。また、定額保険料に加えて**月額400円の付加保険料**を納付されると、将来、**老齢基礎年金**に加えて付加年金が支給されます。
付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。例えば10年間納付（合計48,000円）された場合の付加年金額は24,000円です。付加保険料を納付される場合は、必ず定額保険料を納付していただく必要があります。

Q 口座振替が便利でお得！

A 口座振替は、金融機関等の窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落しされる**翌月末振替**と、毎月の保険料がその月の月末に引落しされる**当月末振替（早割）**があります。
早割は月額50円が割引されます。
口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べて**さらに割引額が高くなります**。たとえば、1年前納を口座振替で行った場合は、月々現金でお支払いされた場合の合計額と比較して**3,550円の割引**（現金での1年前納は3,000円の割引）です。

Q 毎月14,100円は払えない そんなときはどうすればいいの？

A 20歳になられ、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、**若年者納付猶予制度**や**学生納付特例制度**などの保険料猶予制度を利用することができます。**手続きはお住まいの市町村役場の国民年金担当窓口または社会保険事務所で行ってください。**

■若年者納付猶予制度・学生納付特例制度とは

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べて所得が少ない若年層（20歳代で学生以外）の方や所得がない学生の方が、将来、年金を受けることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、**本人の申請により保険料の納付が猶予される制度**のことです。

POINT 1

若年者 → 本人と配偶者の所得を審査
学生 → 本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部納付）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。
そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳代の方でも、若年者納付猶予の対象となる場合があります。学生の方はご本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。
※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

POINT 2

障害・遺族基礎年金を受け取ることができます

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（妻と子）の方は遺族基礎年金を受けることができます。
※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除又は猶予されていること、若しくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

■猶予期間等の年金はどうなるの？

- 若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。
- そこで、これらの期間の保険料は、10年以内であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっています（追納）。
- 追納する場合の保険料額は、猶予等を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

住民基本台帳法・戸籍法の一部改正に伴う本人確認等のお願い

住民基本台帳法及び戸籍法の改正に伴い、来年度（平成20年5月頃）から上板町では、**住民票の写し等の交付・戸籍（除籍）謄本等の交付請求**に際し、窓口に来庁された方の本人確認を運転免許証等でさせていただきます。
また、請求者が本人の代理人及び戸籍等に登載されていない方などの場合には、本人からの委任状及び請求理由等について確認させて頂くとともに、請求された方の本人確認等も併せてさせていただきます。
なお、実施時期及び詳細等につきましては、住民課（TEL 694－6809）までお問い合わせ下さい。

のびのび子育て教室を開催しました

赤ちゃんの成長発達や事故予防の方法、予防接種の受け方等を理解して、あせらず楽しく、安心して子育てができますよう、「のびのび子育て教室」を開催しました。

お母さん同士が、日頃の子育ての様子や悩みを話し合い情報交換もできました。

かわいい赤ちゃん達、健やかにのびのび育ちますように！



ご存じですか？ 児童扶養手当

児童扶養手当とは、父母の離婚等で父のいない児童や両親のいない児童など父と生計を共にしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。

なお、児童扶養手当の支給は、監護・養育されている児童が18歳に達した年度末（政令で定める障害のある児童の場合は20歳）までです。

ただし、公的年金を受けている方（受けることができるようになった方も含みます。）などは、この手当を受給することはできません。

くわしくは、役場福祉保健課へおたずねください。TEL 694-6810

宝くじの普及広報事業で幼年消防用活動資器材購入

○財団日本防火協会による民間防火組織等の防火・防災普及啓発推進事業により、幼年の防火意識の向上に役立てることを目的とし、法被・拍子木・楽器（ユーフォニウム・トロンボーン・バスドラム・スネアドラム2台）を購入しました。事業費総額40万円が同協会の助成金によるものです。

（財）日本防火協会 助成事業



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に
役立てられています。



平成19年度 宝くじ助成事業

平成19年度宝くじ助成事業として、財団法人自治総合センターから一般コミュニティ助成を受け、豆狸連と上板風神太鼓振興会が下記の備品を購入しました。

豆狸連

備品名	数量
男踊りゆかた	30
女踊り帯	30
すそよけ	30
子どもハッピー	40
子ども帯	40
手持ちちょうちん	30
手ぬぐい	200



上板風神太鼓振興会

備品名	数量
平太鼓（三尺）	1
平太鼓用伏せ台	1
平太鼓用浅野型多用台	1
平太鼓用ケース	1



平成 20 年度上板町臨時職員の 登録者を募集

上板町において臨時職員が必要な場合に、登録者の中から臨時的に採用します。

募集要項は次のとおりです。

《一般職員》

事務補助員・外務作業員等
任用期日において 65 歳未満の者

《衛生作業員・送迎バス運転員》

勤務先 環境保全課・さくら保育所
資 格 大型車運転免許を有する者
任用期日において 65 歳未満の者

《保育士・教諭》

勤務先 さくら保育所・町内幼稚園
資 格 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者
任用期日において 55 歳未満の者

《看護師》

勤務先 さくら保育所
資 格 看護師免許又は准看護師免許を有する者
任用期日において 55 歳未満の者

《調理師》

勤務先 さくら保育所
資 格 調理師又は栄養士の資格を有する者
任用期日において 65 歳未満の者

◎登録申込み

市販の履歴書を役場総務課へ提出して下さい。
※運転員・保育士・教諭・看護師・調理師等については、資格証等の写しを添付のこと。

◎申込期間 1 月 4 日(金)～1 月 31 日(木)

◎採用方法 書類選考及び面接

◎お問い合わせ 上板町役場総務課 (TEL 694 - 6801)

★平成 19 年度中に臨時職員として採用された方も平成 20 年度は新たに登録してください。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請について

農業委員会の選挙については、申請書を提出して選挙人名簿に登載されなければ立候補したり、投票したりすることができません。

そこで、農業委員会の選挙人名簿を作成するため、毎年 1 月 1 日現在により同月 7 日までに省令に定める様式により申請書を、農業委員会を経由して町の選挙管理委員会に提出しなければならないことになっています。

委員の選挙権は

- ①上板町で住所を有するもので、年齢が満 20 歳以上であること。
平成 20 年 3 月 31 日現在で、満 20 歳以上になる人。
(昭和 63 年 4 月 1 日以前に生まれた人が対象)
- ② 10 アール (1 反) 以上の農地について耕作の業務を営む者。
- ③年間おおむね 60 日以上耕作に従事している者。
同居の親族は含まれます。
- ④その他
その他詳細は農業委員会事務局 (694 - 6805) までお問合せください。
- ⑤平成 20 年は、農業委員の改選の年となります。

緑のカーテンコンテスト参加者募集 (みんなでひろめようにこプロジェクト G)

地球温暖化防止並びに省エネルギー (経費節減) のため町が推進している緑のカーテンを町全体で普及させるため各家庭及び事業所でゴーヤーを植栽する運動を展開します。

ゴーヤーは食べればビタミン C がたっぷりで夏バテ防止の効果も期待でき快適な日除けも作れます。その上 CO2 削減にも貢献出来る、いわば一石三鳥の優れたものです。

そこで 20 年度は一般家庭並びに事業所を対象に広く緑のカーテンコンテストを次の要領で行い、普及に努めたいと思います。

参加される方には種子を無償で配布しますので多数ご参加ください。

なお、無くなり次第受付を終了します。

応募要領

- ①日除けカーテンの規模
高さ 2 m 以上かつ幅 2 m 以上に仕上がる方。
 - ②成長過程で写真撮影可能な方。
 - ③ 2 月末までに役場産業課に申し込みを完了し 3 月下旬に種子及び育て方を受け取れる方。
- 参加される方には種子を無償で配布します。

※お問い合わせは産業課 ☎ 6 9 4 - 6 8 0 6

凍結防止について(水道課よりお知らせ)

これからは寒さが一層厳しくなり、給水栓及び立ち上がり管は凍結し破損する恐れがありますので、特に夜間は防寒布等で保護し、水道事故を防止しましょう。

中央広域環境施設組合からのお知らせ

①指名願いの受付

- 受付期間 平成 20 年 2 月 1 日(金)～3 月 28 日(金)必着
- 有効期間 平成 20 年 4 月 1 日から一年間(平成 20 年度)
- 提出場所 中央広域環境施設組合(郵送でも受け付けます)
- 種 類 建設工事関係、測量・建設コンサルタント関係、リサイクルの運搬(一般貨物運送事業許可業者)
物品の製造・買入れ・売り払い、役務提供関係

②一般廃棄物収集運搬業務許可申請の受付

- 受付期間 平成 20 年 2 月 1 日(金)～2 月 15 日(金)
- 提出場所 中央広域環境施設組合(郵送不可)
- ごみの種類 可燃ごみ、圧縮ごみ、破碎ごみ
- 許可区域 中央広域環境施設組合管内(吉野川市川島町、吉野川市美郷、阿波市、上板町)
- 申請条件 中央広域環境施設組合における一般廃棄物収集運搬業に関する要綱に記載する基準を満たすもの

①、②共通提出先

〒771 - 1402

徳島県阿波市吉野町西条字藤原 70 - 1

中央広域環境施設組合 管理者 小笠原 幸

問い合わせ

中央広域環境施設組合

中央広域環境センター 業務課

TEL 088 - 637 - 7127 FAX 088 - 637 - 7128

森を木づかう住宅資金貸付制度のご案内



認証木材を使用して新築・リフォーム
される方に金利優遇を実施します



徳島県内で生産された木材がたくさん利用されることで、県土の保全や地球温暖化防止につながります。あなたの「木づかい」をお待ちしております!!

【貸付の内容】

	認証木材使用住宅(新築、建売)	認証木材使用リフォーム(リフォーム、増改築)
上限金額	2,000万円	900万円
貸付金利	2.3%(平成19年10月時点:金利は金融情勢により変動する場合あり) 詳しくは、取扱金融機関の店頭または県ホームページでご案内しています。	
その他	各取扱金融機関の定めによります。	

【貸付を受けられる方の要件】

	対象住宅の要件 次のいずれかを満たす住宅	貸付対象者の要件 次の要件をすべて満たす方
認証木材 使用住宅	①梁桁がすべて認証木材 ②認証木材の使用割合が 全体の5割以上	①県内で自ら居住するための住宅を建設、リフォームされる方 ②対象住宅を県内に本店の所在する業者によって建築される方
認証木材 使用リフォーム	③認証木材の使用割合が 全体の5割以上	③徳島県勤労者住宅建設資金と併用しない方

- 受付期間 平成20年3月31日まで
- 取扱金融機関 阿波銀行、徳島銀行、四国銀行、四国労働金庫、徳島信用金庫、阿南信用金庫、徳島県農業協同組合連合会、徳島県漁業協同組合連合会
- 問い合わせ先 徳島県農林水産部林業振興課木材生産流通担当
(TEL 088-621-2448)

〔この制度による住宅ローンの金利優遇は、
取扱金融機関の協力により実施されています〕

● 自主防災組織を作ろう! ●

阪神大震災のような大地震から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておくなくてはなりません。しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合があります。このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。



災害発生時はもちろん、日頃から地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。

自主防災組織結成率(H19.3.31現在)
2支部/140支部 約0.1%



自主防災組織結成率(H19.12.1現在)
41支部/140支部 約30%



あなたは命を
守れますか?

結成に関するご相談は——
上板町役場
総務課 (TEL 088-694-6801) まで

四国職業能力開発大学校 平成20年度学生募集

- 募集学科・定員
生産技術科 20名、電子技術科 20名
住居環境科 20名、情報技術科 20名
- 応募資格
高等学校を卒業した者(3月卒業見込み者を含む)
- 入試科目: 数学(数学1)、英語(英語1)
- 願書受付
平成20年1月21日(月)~1月30日(水)
- 試験日 平成20年2月5日(火)
- 合格発表 平成20年2月18日(月)
- 問い合わせ先
〒763-0093 香川県丸亀市郡家町3202番地
四国職業能力開発大学校 学務課
TEL 0877-24-6255

「放送大学」4月入学生募集

- 生涯学習として、今から大学を卒業する。親子のあり方とか仕事上の専門知識を学ぶ。教養を深めたり自分発見など様々にご活用下さい。
- 大学・大学院の授業を自宅のテレビ等で一科目から気軽に学べて、仕事と両立。全国で10万人在学。退職後の学びにもお勧め!
- 募集期間
平成19年12月15日~2月29日(必着)
入試なし。
- 募集要項請求・問い合わせ
放送大学徳島学習センター TEL 088-0602-0151

気をつけて通ってね!

ここは農業用水路の
管理用道路です



- ほ < きょう通った道に、こんなもの(写真)があったよ。
おがあさん 「管理用道路」の看板ね。
ほ < 「かなりようどうろ」って、なあに?
おがあさん 田や畑で使う水がちゃんと用水路に送られているか
見回すための道よ。
ほ < でも、他の人も通ってるよ。
おがあさん みんなが通るための道とちがって、カーブミラーや
ガードレール、街灯などもないから、よく気をつけて
通らないといけないわね

保健行事予定表 1 月～3 月

Ⅰ. 健康相談・健康教育

月／日	時 間	場 所	内 容	担 当
1／8	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
2／5	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師・理学療法士
3／4	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

Ⅱ. 乳幼児健康診査および育児教室

1. 乳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
2／7	13:30～14:15	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科診察・育児相談	H19 年 3 月 4 月生および H19 年 9 月 10 月生

2. 1 歳 6 カ月児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
2／28	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・内科・歯科診察・歯科・栄養・育児・発達相談・聴力検査	H18.6.1～H18.8.31 生

3. 3 歳児健康診査

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
1／8	13:00～13:30	農村環境改善センター	問診・身体計測・尿検査・内科・歯科診察・歯科・栄養・育児・発達相談	H16.8.1 生～H16.10.31 生

4. パパママ教室

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
1／26	9:00～9:10	農村環境改善センター	○講演「安心してお産を迎えるために」 ○体験・相談コーナー「食生活妊婦体験・沐浴・育児」	お母さん、お父さん になる方

5. のびのび子育て教室

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
1／10	9:30～9:40	農村環境改善センター	離乳食教室 赤ちゃんの成長発達	H19.7.1 生～H19.10.31 生
1／17	10:00～10:10	農村環境改善センター	事故予防について 気になる症状・予防接種の受け方	

Ⅲ. 予防接種

1. 集団接種

1) ポリオ

月／日	受付時間	場 所	内 容	対 象 者
1／30 3／19	13:20～13:40	農村環境改善センター	ポリオ投与	生後 3 月以上 90 月未満の乳幼児

2. 個別接種

1) 予防接種と対象者、接種回数

予防接種の内容	対 象 者	通知の時期
BCG	生後 3 月から 6 月未満	生後 3 月
ジフテリア・百日咳・破傷風混合	生後 3 月から 90 月未満	生後 3 月
ジフテリア・破傷風混合	11 歳以上 13 歳未満	小学 6 年生の 8 月
麻しん風しん混合（麻しん、風しん）	生後 12 月から 24 月未満	生後 12 月
	小学校就学前の 1 年間	小学校就学前の年の 5 月
日本脳炎	生後 6 月から 90 月未満	3 歳・4 歳
	9 歳以上 13 歳未満	小学校 4 年生の 7 月

日本脳炎は、現在、より安全なワクチンに改良中であり積極的な勧奨をしておりますが、希望者は、受けられます。

2) 接種場所

上板町の予防接種実施医療機関及び徳島県広域化予防接種医療機関（一部実施していない医療機関もあります。）

★子どもの予防接種（予防接種法に基づく定期接種）は、平成 19 年 4 月 1 日から徳島県内で広域化され、町外の主治医でも受けることができます。

3) 料 金 無 料



お誕生おめでとう

(平成19年8月～平成19年10月誕生まで)



●8月誕生

西分 藤井健一・智子

女の子 麻凜(まりん)

西分 廣瀬 晃・実加

女の子 詩月(しづき)

泉谷 小寺寛之・千恵

女の子 華代(はなよ)

佐藤塚 山下祐次・由美

男の子 慶悟(けいこ)

七條 中本 保・沙織

女の子 波菜(はな)

神宅 田淵 亘・知世

女の子 紀香(のりか)

西分 上原慎二・俊江

男の子 宙篤(みちひろ)

神宅 蔭西祐介・望

女の子 結愛(ゆあ)

●9月誕生

西分 大山 正・貴子

女の子 千智(ちさと)

女の子 智加(ともか)

神宅 柴田恵介・江里子

女の子 怜奈(れな)

神宅 乃一晋也・初美

男の子 足崇(あしたか)

瀬部 村井啓二・詔子

男の子 悠良(ゆうら)

西分 上原良作・美沙

男の子 凌空(りく)

椎本 岡崎 猛・綾子

男の子 嵩也(たかや)

●10月誕生

泉谷 東條 亮・久美子

女の子 日向子(ひなこ)

七條 松浦幸文・恵美

男の子 優真(ゆうま)

神宅 三木 強・郁子

女の子 彩菜(あやな)

七條 筒井智也・奈々

男の子 柊太(しゅうた)

素晴らしい賞をいただきました!!

ゆめみる脳科学 絵画コンクール

理化学研究所・脳科学総合研究センターが、子どもの豊かな感性や発想をくみ上げるのを狙いにコンクールを開催。500点を超える応募者の中から上板中学3年の福井智也くんの作品が最優秀賞を受賞。

福井智也君の作品は、酪農家の祖父が飼育する乳牛の親子が仲良く触れ合う様子を力強いタッチでとらえた「親牛と子牛の対話」パステルクレヨンを使って毛並みまでリアルに描写。選考委員は「子牛を気遣う親牛の気持ちが伝わってくる」と感心している。10月28日東京でノーベル賞科学者の野依良治理事長から表彰された。



文化祭

平成19年11月23日(金)・24日(土)・25日(日)、上板町文化協会主催の上板町文化祭が開催されました。

会場いっぱいの作品展示をはじめ、芸能大会・バザーコーナーなどの催しがあり、秋空のもと、多くの観覧者に恵まれ、大賑わいでした。

町民皆さま多数のご協力とご参加をいただき、誠にありがとうございました。



芸能大会



ヘルスメイト展



さわらび読書会



薬草展



ペン習字展



書道展